

住民生活課

住宅用火災警報器

補助金申請の期限は5月31日(火)までです

■交付の基準

- 次の①から③の条件すべてに該当する場合は、申請により補助金が交付されます。
- ①町内に住所を有し、平成18年6月1日以前に建築された自ら所有する住宅に住んでいる方
 - ②鑑定合格証（NSマーク）が付いている住宅用火災警報器であること
 - ③町内の販売店で購入した住宅用火災警報器であること

■補助金の額

購入費用の2分の1以内（上限5,000円）
※1世帯につき1回限り

■申請手続きの方法

- 購入後に次の書類を揃えて住民生活課に提出してください。
- ①住宅用火災警報器購入費補助金交付申請書
 - ②商品の領収書
（購入者の氏名が書かれたもの。レシート不可）
 - ③製品カタログ等の写し
- ※申請書は住民生活課窓口準備しています。また町ホームページからダウンロードできます。

■申請期限 5月31日(火)

申し込み・問い合わせ ● 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

平成23年5月31日まで必ず設置しましょう。設置場所は寝室と階段です。



住宅火災による死者の多くは「逃げ遅れ」が原因です

住宅火災による死者の多くは、「火災の発見が遅れ、気付いたときには逃げ道がなかった」などのように「逃げ遅れ」が原因で亡くなっています。

このような状況から、新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については平成23年5月31日までに、住宅用火災警報器を設置することが義務付けられています。

原則として「寝室」と「階段」に設置

住宅用火災警報器は、煙を感知して火災の発生を知らせる「煙式」と、熱を感知して火災の発生を知らせる「熱式」の2種類があります。原則として、寝室と階段に設置することが義務付けられています。

粗大ごみの戸別有料収集

5月の申込期間は5月9日(月)～16日(月)です

5月の収集日は5/19(木)です。
申込期間は5/9(月)～16(月)です。

6月以降の粗大ごみの収集日(毎月第3木曜日)
6月16日、7月21日、8月18日、9月15日、10月20日、11月17日

※申込期間は収集日の10日前から3日前までです。

粗大ごみ戸別有料収集の流れ

- ① **シルバー人材センターに電話で申し込む**
美郷町シルバー人材センター（中央行政センター（旧役場六郷庁舎）内） ☎0187-84-0307
受付時間は午前8時30分～午後5時、土日祝日は受付していません。
- ② **粗大ごみ収集券を取扱店で購入する**
粗大ごみ収集券は1シート1,000円（1枚200円×5枚綴り）です。必要枚数は粗大ごみの重量によって異なります。お申し込みの際ご確認ください。
- ③ **必要枚数の粗大ごみ収集券を貼った粗大ごみを玄関先等に搬出する**
収集日の午前8時までに搬出してください。収集への立会いは不要です。

問い合わせ ● 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

税務課

固定資産税についてのお知らせ

平成23年度の固定資産税の納税通知書を5月上旬に送付します。課税の内容は、同封の課税明細書をご確認ください。課税明細書の再発行はしていませんので大切に保管してください。

■現況地目間違いはありませんか？

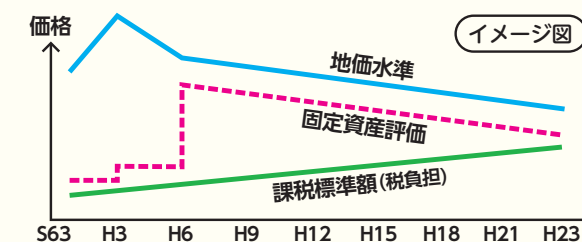
固定資産税の評価は、平成23年1月1日現在の現況地目で決定します。土地の売買や相続により所有者が変更された場合でも平成23年1月1日の所有者に課税されます。

■納税通知書が届かない？

所有している固定資産の課税標準額の合計が、土地で30万円、家屋で20万円に満たない場合は固定資産税が課税されません。このため、固定資産を所有していても納税通知書が送付されない場合があります。

■評価が下がっても税額上がるのはなぜ？

評価額が同じであれば税額も同じというのが平等な税負担となりますが、宅地および宅地比準の雑種地の場合、急激な税負担の上昇を避ける措置として、平成6年度以降徐々に課税標準額が評価額に近づくよう調整しています。評価額が減少しても税額が上昇している土地もありますのでご理解ください。



問い合わせ ● 町税務課 課税班 ☎0187(84)4902

軽自動車税・固定資産税

減免申請の受付は各納期限の7日前までです

【軽自動車税の減免申請】

軽自動車の所有者で障害者手帳等をお持ちの方は、申請により軽自動車税が減免されます。

- 申請期限 ● 5月24日(火)まで
申請窓口 ● 美郷町役場税務課
持ち物 ● 印鑑、運転免許証、障害者手帳または療育手帳等、車検証、納付書

※普通自動車税の減免を受ける場合には、軽自動車税は減免されません。減免は障がいのある方1人につき1台限りです。ただし、障がいの等級によっては減免されない場合もあります。

【固定資産税の減免申請】

下記に該当する方は減免の対象となる場合があります。また、その他の事情により固定資産税の納付が困難な方は税務課までご相談ください。

- ①生活保護世帯の方
- ②災害で被害を受けた方
- ③所有地を集落会館など公益のために使用されている方

問い合わせ
町税務課 課税班 ☎0187(84)4902

5月31日(火)は軽自動車税と固定資産税(1期)の納期限(口座振替日)です

■軽自動車税の納税証明書は大切に保管してください

軽自動車税の納税通知書には「納税証明書」が添付されています。この証明書は二輪車・四輪車等の車検の際に必要なため、1年間大切に保管してください。口座振替を利用されている方には6月中旬に送付します。お急ぎの場合は税務課または六郷出張所、仙南出張所で無料で取得できます。

■軽自動車税・固定資産税一括口座振替の領収書は6月中旬に送付します

軽自動車税と固定資産税の一括口座振替を申し込んでいる方には口座振替後の6月中旬頃に、期別ごとの口座振替の方にはその税目の最終の口座振替後に領収書を送付します。

■町税納付は口座振替がとても便利です

口座振替を利用することで、税の納め忘れや、納付のためにわざわざ金融機関へ足を運ぶ必要がなくなります。手数料もかかりませんので、ぜひご利用ください。ご利用を希望される方は次の取扱い金融機関でお申し込みください。

- 【取扱金融機関】
- 秋田銀行
 - 北都銀行
 - 羽後信用金庫
 - 秋田おばこ農協
 - 秋田ふるさと農協
 - ゆうちょ銀行
- 【申し込みの際に必要なもの】
- ・通帳
 - ・金融機関へ届出している印鑑

問い合わせ ● 町税務課 納税班 ☎0187(84)4902